

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)及び名古屋市興行場法施行条例(平成24年名古屋市条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、営業許可申請書(第1号様式)に名古屋市保健衛生関係手数料条例(平成12年名古屋市条例第47号)に定める手数料を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(許可書)

第3条 保健所長が営業の許可をしたときは、営業許可書(第2号様式)を交付する。

2 法第2条第2項の規定による不許可通知書は、第3号様式による。

(承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定により届出をしようとする者は、営業承継届(第4号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)は、営業施設の構造設備その他の営業許可申請書に記載した事項を変更したときは、10日以内に営業変更届(第5号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 営業者は、その営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したときは、10日以内に営業停止届又は営業廃止届(第6号様式)を保健所長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出事項が営業施設の増築、改築その他構造設備の変更に係るときは、使用前に保健所長の検査を受けなければならない。

(令2規則130・一部改正)

(管理者)

第6条 営業者は、営業施設を自ら管理することができないときは、管理者を置かなければならない。

2 管理者は、興行場の施設の管理について、営業者と同一の責任があるものとする。

(臨時又は仮設興行場の使用期間の制限)

第7条 臨時又は仮設興行場の使用期間は、10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときに限り、同項に定める期間を延長することができる。

(構造設備の基準)

第8条 条例第3条第3号の規定による規則で定める観覧場所の観覧席及び通路の要件は、次のとおりとする。

(1) 清掃及び消毒が容易に行うことができ、かつ、入場者の移動等がしやすいものであること。

(2) 十分な広さを有し、かつ、適当な数の観覧席が設けられていること。

2 条例第3条第4号の規定による規則で定める喫煙所の要件は、次のとおりとする。

(1) 適当な場所に障壁等により区画して設けられていること。

(2) たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造であること。

3 条例第3条第5号の規定による規則で定める便所の構造設備は、次のとおりとする。

(1) くみ取り便所でないこと。ただし、興行場の付近に下水道その他これに類する排水施設がない場合又はこれらの施設があってもその機能が不十分である場合は、この限りでない。

(2) 出入口は、直接観覧場所に開口していないこと。ただし、次室のある水洗便所で、公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(3) 床及び腰板は、不浸透性の材料で作られていること。

(4) 便器は、次の要件を満たすものであること。

ア 便器は、大小の便器を合わせて入場者定員100人につき3個(入場者定員が500人を超える場合にあってはその超える部分について定員100人につき2個、1,000人を超える場合にあってはその超える部分について定員100人につき1個)以上の割合で設けられていること。

イ 男子用便器及び女子用便器は、男女の使用時間の差異並びに興行場の規模及び用途を考慮し、これらを適切に反映する割合で設けられていること。

(5) 流水式手洗設備が設けられていること。

4 条例第3条第6号の規定による規則で定める換気設備の要件は第2号、第3号及び第5号に掲げるとおりとし、同条例同号の規定による換気設備の設置は第1号、第4号、第6号及び第7号に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 観覧場所、喫煙所及び便所にそれぞれ換気設備が設けられていること。

(2) 観覧場所の換気設備は、入場者1人当たり毎時30立方メートル以上の外気導入能力を有していること。

(3) 喫煙所及び便所の換気設備は、汚染された空気を直接外部に排出することができる局所排気装置であること。

- (4) **第1号**に定める場所以外の場所においても、必要に応じ適当な換気設備が設けられていること。
 - (5) 外気の清浄度が不十分であるときは、空気を適切に浄化することができる能力を有していること。
 - (6) 外気の取入口は、汚染された空気が流入しないよう適当な位置に設けられていること。
 - (7) 給気口及び排気口は、局部的に空気が停滞しないよう適当な位置に設けられていること。
- 5 **条例第3条第7号**の規定による規則で定める照明設備の要件は**第1号**及び**第2号**に掲げるとおりとし、**同条同号**の規定による照明設備の設置は**第3号**に掲げの方法により行わなければならない。
- (1) 場内(廊下及び階段を除く。)の照明設備は、床面から85センチメートルの高さにおいて150ルクス(観覧場所において映写等を行っている間は、観覧場所の床面において0.2ルクス)以上の照度を満たす機能を有していること。
 - (2) 場内の廊下及び階段の照明設備は、床面において75ルクス以上の照度を満たす機能を有していること。
 - (3) 興行のため観覧場所の消灯を行う場合にあつては、漸減式照明方法ができる設備が設けられていること。
- 6 **条例第3条第10号**のその他規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 清掃用具及び散水用具(以下「清掃用具等」という。)が必要に応じ備えられ、かつ、それらの専用の保管設備が設けられていること。
 - (2) 場内には、温度計及び湿度計が入場者の見やすい場所に備えられていること。
- (衛生措置の基準)

第9条 **条例第4条第3号**の規定による規則で定める場内の空気環境の基準は、次のとおりとする。

- (1) 炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること。
 - (2) 観覧場所における浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。
- 2 **条例第4条第12号**のその他規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 清掃用具等は、専用の保管設備に保管すること。
 - (2) ねずみ、昆虫等の防除及び場内の消毒の実施に関する記録は、2年以上保存すること。
 - (3) 次の事項を入場者の見やすい場所に表示すること。

ア 入場者定員

イ 喫煙所においてはその旨、喫煙所以外の場所においては喫煙を禁止する旨

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 名古屋市興行法施行細則(昭和31年名古屋市規則第45号)は、廃止する。
附 則(昭和36年規則第21号)
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書、報告書その他の書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
 - 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている調査、検査等をする職員の身分を示す証明書並びに営業許可書等其他これ等に類するものであって、現に効力を有するものは、そのものの有効期間に限り、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
 - 4 この規則施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて調製されている帳票並びに標札及び標識その他これらに類するもので、多量に残量のあるものについては、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(昭和57年規則第92号)
 - 1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
 - 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の名古屋市興行場法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
附 則(昭和59年規則第111号)
 - 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
 - 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市興行場法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則(以下「改正後規則」という。)の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
 - 3 この規則施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この規則施行の日から2月以内に改正後規則第4条第3項に規定する事項を管轄の保健所長に届け出なければならない。
 - 4 保健所長委任規則(昭和28年名古屋市規則第7号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(昭和61年規則第67号)
 - 1 この規則は、昭和61年6月24日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市興行場法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成5年規則第125号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第137号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第102号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市興行場法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則(平成13年規則第29号)抄

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量があるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年規則第5号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成17年規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市興行場法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成25年規則第2号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に法第2条第1項の許可を受けて興行場を営んでいる者及びその許可の申請を行っている者(これらの者から当該許可に係る興行場を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含む。)の興行場については、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則(以下「新規則」という。)第8条第2項の規定は、この規則の施行後最初に当該興行場について改築又は大規模の修繕を行うまでの間は、適用しない。
- 3 興行場法施行条例(昭和59年愛知県条例第23号)の施行の際現に法第2条第1項の許可を受けて興行場を営んでいる者及びその許可の申請を行っている者(これらの者から当該許可に係る興行場を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含む。)の興行場については、新規則第8条第3項から第5項までの規定は、この規則の施行後最初に当該興行場について改築又は大規模の修繕を行うまでの間は、適用しない。

附 則(平成28年規則第1号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の許可を受けて興行場を経営している者及びその許可の申請を行っている者(これらの者から当該許可に係る興行場を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含む。)の興行場については、この規則による改正後の名古屋市興行場法施行細則の規定は、この規則の施行後最初に当該興行場について改築又は大規模の修繕を行うまでの間は、適用しない。

附 則(平成28年規則第37号)抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第45号)抄

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第123号)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和2年規則第130号)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式

(令2規則130・全改)

第1号様式(表)

営業許可申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称、〕
〔事務所所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり、興行場営業の許可を申請します。

興行場の名称		
興行場の所在地	電話番号	
興行場の種別		
管理者	住 所	
	氏 名	年 月 日生
衛生責任者	住 所	
	氏 名	
興行場の構造設備の概要		
入場者定員		
営業開始予定年月日 〔臨時・仮設の場合〕 〔は、その使用期間〕		
興行場営業を譲り受けた ことを証する旨		

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図(営業施設の所在地を中心とし、半径200メートルの地域内見取図)
- 2 敷地及び建物配置図、各階平面図並びに立面図(縮尺及び方位を明示したもの)
- 3 観覧席配置図(縮尺を明示したもの)
- 4 空気調和設備の系統図及び平面図
- 5 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(省略できる記載事項及び提出書類)

興行場営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 興行場の電話番号
- 2 興行場の種別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 衛生責任者の住所及び氏名
- 5 興行場の構造設備の概要
- 6 入場者定員
- 7 併せて提出する書類2(各階平面図を除く。)又は4に記載する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

営 業 許 可 書		
		指 令 第 号
		住 所
		氏 名
		年 月 日生
年 月 日	申請のあった興行場営業については、興行場法第2条第1項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日		
名古屋市保健所長		印
記		
1	興行場の名称	
2	興行場の所在地	
3	営業の種類	
4	許可の条件	

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき
教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第3号様式

第3号様式

営業不許可通知書			
	指令	第	号
	住所		
	氏名		
		年	月
			日生
年 月 日申請のあった興行場営業については、興行場法第2条第2項の規定に基づき、下記の理由により許可しないので通知します。			
年 月 日			
名古屋市保健所長			印
記			
1	申請施設の名称		
2	申請施設の所在地		
3	申請施設の種類		
4	不許可の理由		

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

(令2規則123・令2規則130・一部改正)

第4号様式

(表)
営業承継届

年 月 日

(宛先)名古屋市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

〔法人の場合は、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

相続

営業者の地位を合併により承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次の
分割

とおり届け出ます。

興行場の名称		
興行場の所在地		電話番号
興行場の種別		
管 理 者	住 所	
	氏 名	年 月 日生
衛 生 責 任 者	住 所	
	氏 名	
被 相 続 人 〔法人の場合は、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名〕	住 所	
	氏 名	
相続開始(法人の場合は、合併又は分割)の年月日		

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 相続の場合は、次のいずれかの書類
 - (1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
 - (2) 不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書
- 3 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

営業変更届

年 月 日

(宛先)名古屋市保健所長

営業の種類

名 称

所 在 地

営業者住所

氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称、〕
〔事務所所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおり、申請事項の一部を変更しましたので、届け出ます。

記

1 変更した事項

変更前

変更後

2 変更した理由

3 変更した年月日

(併せて提出する書類)

1 構造設備の変更の場合は、変更前及び変更後の施設対照図書

2 法人に関する記載事項の変更の場合は、その内容を示す登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[第6号様式](#)

(令2規則123・一部改正)

第6号様式

営業停止（廃止）届

年 月 日

(宛先)名古屋市保健所長

営業の種類

名 称

所 在 地

営業者住所

氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称、〕
〔事務所所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおり 停止 廃止 しましたので、届け出ます。

記

1 停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

(廃止年月日)

年 月 日

2 停止(廃止)の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。